

12月定例会議のあらまし

12月定例会議は、令和4年12月12日から13日までの2日間開催しました。

町から条例改正や各種会計補正予算などが提案され、全て原案可決。

議員提出の議案2件を可決し、一般質問では4名の議員が町長に考えを問いました。

12月
定例会議
12/12～13

充実した議員活動が遂行できるよう期末手当を改正

◆令和4年度一般会計補正予算（第7号）を原案可決

今 回の補正予算の主な要因は緊急を要する

もの、事業確定及び見込みなどによるものです。

農林業費では、就農開始直後の新規就農者に対して経営確立を支援する資金を交付する就農準備資金・経営開始資金事業に係る経費や、商工労働費の五味温泉館内の暖房温水送配管を取り替える修繕料、物価高騰に伴う特用林産物栽培研究所運営事業に係る経費などが計上されました。

本会議での審議となり、議員からの質疑では「物価高騰対策などに対し万全を期しているのか。今後どう対応していくのか」に対して「100%の対策は講じていないかもしれない。状況を見て、年を明けてから予算編成していきたい」との答弁がありました。

その後の採決では全員賛成により原案可決しました。

◆下川町議会議員の議員報酬額及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を原案可決

こ の条例改正の主な内容

は、議員の期末手当を1・35月分引き上げて4・4月分とし、本年度に限っては3・15月とするものであり、町長などの特別職との均衡を図ることや、下川町議会基本条例第16条に規定する議会環境の整備の一環を目的として実施するものです。

本町においては、健全財政の堅持や総合的な行財政の見直しのため、平成15年4月に勤勉手当相当分の期末手当の支給月数の引き下げを行い、さらには、平成19年7月から年収ベースで減額するなど、下川町独自の支給月数として抑制してきました。

議員報酬の支給環境を整えることにより、意欲と責任を持つ多くの次代の担い手が参画し、充実した議員活動を遂行できる環境を整える必要があり、また、現在の議員を含む特別職の期

末手当支給月数は、一般職と比較して低い水準であることから、その支給月数を参考として支給月数の改定を行うものです。

また、今回の支給月数の改正は、次代の担い手のために実施するものであることから、本年度の期末手当の支給月数に限っては、従前の支給月数に0・1か月分を引上げた3・15か月分とすることを規定しています。

採決では、全員賛成により原案可決しました。



提案趣旨を説明する我孫子洋昌議員